

平成27年度 鳥取県西部沿岸土砂管理連絡調整会議

日 時：平成27年11月4日（水）午後2時30分から午後3時50分

場 所：西部総合事務所新館2階 第17会議室

参加者：別添名簿のとおり ※境港市建設部管理課 急遽、欠席

1 開会挨拶

（事務局）

- ・各管理者、関係者の十分な連携により、土砂管理を実施しているところであるが、平成25年度の台風による皆生海岸の浜崖発生や、相変わらず漁港、港湾等の沿岸構造物周辺の堆砂問題が起こっているため、引き続き、サンドリサイクルを始めとする土砂管理が大切であると感じている。

○平成26年度連絡調整会議の議事概要

（事務局）

※資料により説明

2 議事

（1）サンドリサイクル事業の効果検証及び課題抽出

（事務局）

※サンドリサイクル実施状況について、資料に沿って説明。

（日野川河川事務所）

※サンドリサイクルの効果分析、課題抽出について、対象海岸毎に資料に沿って説明。

[対象海岸：境港工区、富益工区、夜見工区、両三柳工区、皆生工区]

（松原教授）

- ・昨年度のサンドリサイクル実績量について、平成25年度同程度となっているが、両年とも秋口の低気圧によるものか。

（事務局）

- ・そのとおりである。昨年度の会議においても、10月の低気圧の波浪により皆生漁港内に一晩で砂が溜まってしまったという話があった。海岸においても、浜崖が発生しているため、H25年度同様の土砂量を緊急養浜して対応している。

（松原教授）

- ・皆生漁港については、西防波堤の整備が完成し、その効果が期待される場所であるが、昨年度そういった状況が発生したため、本年度3,700m³の浚渫を実施しているということか。

（米子市水産振興室）

- ・西防波堤の効果は期待しているところであるが、昨年度は年4、5回程度低気圧や台風が接近したことに伴い、一晩で砂が溜まり、港内周辺に流れ込んでしまって大変なことになった。
- ・急遽、予算を組んで浚渫対応したところであるが、十分な量を取りきれておらず、来年度も堆砂対策が必要である。

（松原教授）

- ・大学のほうとしても、堆砂メカニズムについては、高波浪と銚子沖の波浪の2つの波浪影響によるものと考えられるということで、ずいぶん検討したところであるが、現象がまた続くようであれば、調査に入りたいと思う。

（2）各海岸管理者の土砂管理への取組

○日野川水系総合土砂管理計画について

(日野川河川事務所)

※資料に沿って説明

- ・昨年度、「日野川流砂系の総合土砂管理計画」を平成 27 年 3 月に策定し、本年度からモニタリングしていきましょうという段階である。
- ・資料の図面の数字については、通過土砂量を示しており、河口では各領域で対策を実施すると、通過土砂量が 3.4 万 m³/年から 4.0 万 m³/年になると試算している。
- ・実際に行っている河川領域での対策（河道掘削土砂による置き土）の紹介。
- ・自然の営力（洪水流）を生かして、土砂を効率的に流出させる取り組みである。

○海岸保全事業の進捗状況について

(日野川河川事務所)

※資料に沿って説明

- ・両三柳工区の離岸堤整備が残り 3 基であり、本年度、3 基目と 4 基目の一部を完了させ、来年度 4 基目、5 基目を整備して、両三柳工区を完了させたいと考えている。
- ・皆生工区の離岸堤の人工リーフ化（施設改良）残り 3 基については、今のところ、事務所の方針としては、人工リーフへの大規模な改良は止めて、既存の離岸堤を維持・補修しながら、機能させていくこととしている。
- ・サンドリサイクルについては、富益工区に約 8,000m³、両三柳工区に約 13,000m³実施する予定としている。

(松原教授)

- ・砂州の掘削と置き土について、最近、大きな出水がないということであるが、他の砂州ではやっていないのか。ここだけ調査を続けているのか。

(日野川河川事務所)

- ・今回紹介した 3 箇所のみで試験的に実施しているところ。
- ・砂州の流出流量として 3 分の 1 確率洪水流としているが、その対象流量でよいのかといったところも検証が必要と考えている。

(黒岩教授)

- ・本年度のサンドリサイクルについて、富益工区で 8,000m³は例年に比べて少ないようだが。

(日野川河川事務所)

- ・予算上の数量を記載しているが、業者が決定し、測量すれば例年並みに増えると考えている。

(松原教授)

- ・皆生工区の施設改良の残り 3 基については、従来の離岸堤で保全を進めたいとのことであるが、離岸堤に新たに何かをとということではなくて。

(日野川河川事務所)

- ・離岸堤そのものは古いが、人工リーフ化するのではなく、腹付けや積み増しといった補修で基本的に、離岸堤を維持管理していく方向で考えている。

(黒岩教授)

- ・両三柳工区の 5 基の離岸堤整備により、砂を留める効果を期待していると思うが、その整備に伴う全体への影響は問題ないということか。

(日野川河川事務所)

- ・皆生海岸全体としての将来構想については、現在、検討中である。

(松原教授)

- ・サンドリサイクルについては、境港工区からとなっているが、日野川河口砂州の土砂の有効利用は、数字に乗ってこないものか。

(日野川河川事務所)

- ・当然、河口のほうが土砂の粒径が粗く、移動しにくい砂であるので、富益工区へのサンドリサイクル

についても検討していきたいと思う。

(西部農林局)

- ・富益、夜見工区から境港工区付近の国道 431 号沿いの海側に県有林がある。3~4 年前の豪雪により松枯れが発生した。
- ・その後、周辺自治会や各企業の方に参加していただき、松を守っていくため、植栽や下刈りを実施している。その際、富益や和田の自治会より、海岸侵食対策をして欲しいとの相談をよく受ける。
- ・自治会に対して、海岸侵食対策に関する説明会を開いてもらいたい。

(日野川河川事務所)

- ・富益、和田地区については、年度初めに区長さんに話をさせてもらっている。富益工区については、本年度モニタリングを実施しているところであるが、併せて、人工リーフに何らかの改良をするというような検討も実施しており、結果が出れば説明する予定としている。

(黒岩教授)

- ・昨年度、県のほうでは新たな指標として、必要浜幅の議論をしたところであるが、国交省のほうで必要浜幅の基準というものがあるのだろうか。最低限、防護、利用に必要な浜幅というもの。

(日野川河川事務所)

- ・国のほうでは、そういった浜幅を設定すると管理しなければいけないものとなる恐れがあるため、具体的な浜幅は設定しておらず、現状の汀線を維持することを一つの指標として、事業を進めているところである。

○境港公共マリーナの土砂堆積対策について

(境港管理組合)

※資料に沿って説明

- ・平成 26 年 3 月に日本オリンピック連盟のセーリング強化センターに認定され、リオデジャネイロ五輪までの認定であるが、セーリング連盟は、さらに東京五輪まで延伸して、継続的にセーリング強化センターの認定を受けたい意向を持っている。
- ・本年 10 月には、新艇庫が完成し、強化センターとしてより一層の機能アップを図っているところである。
- ・平成 26、27 年の 2 ヶ年で、航路、泊地の大規模なポケット浚渫を実施する予定。
- ・堆砂対策については、本年 6 月 24 日に境港公共マリーナ安全協議会を開催し、「防砂突堤(案) + 維持浚渫」の対策案を説明し、概ね了承を得た。
- ・「防砂突堤(案)」は、港湾区域外の整備を予定しているため、どのように整備を進めていくかということが課題となっており、国土交通省と整備の手法について、協議を進めているところである。

(松原教授)

- ・波と流れの状況によって、堆砂ポケットというのは、あっという間に埋まってしまう可能性がある。そういった意味では、海底地形の測量について、もう少し頻度を上げていかないといけないのではと思う。
- ・防砂突堤を新たに 70m 整備するということであるが、突堤整備に伴う影響の予測はできているのか。

(境港管理組合)

- ・ある程度シミュレーションにより推測している。本来であれば、もう少し突堤を伸ばしたいが、ヨット利用に支障が出るため、この位置での整備を予定している。

(松原教授)

- ・先ほどサンドポンプの実用化に向け、来年度予算を調整中とのことであったが、公共マリーナの浚渫について、細かい砂の輸送には非常に有効であると思う。
- ・こういったところでサンドポンプの導入を検討すればよいと思うが、方向性等お示しただければ。

(事務局)

- ・2年間の試験施工を実施しており、特に砂が細かく粒径の揃ったところが効果的であることが分かっている。来年度に向けては、由良川河口を候補地としているが、引き続き、境港管理組合にPRしていきたいと思う。

(松原教授)

- ・周辺に電源施設等もあり、何より堆砂に困っている場所であるため、是非PRを続けてもらいたい。

3 その他

○海岸法改正に伴う「海岸保全基本計画の改訂」について

(事務局)

※資料に沿って説明

- ・平成26年度に海岸法が改正され、国が定める『海岸保全基本方針』の変更が告示された。(平成27年2月2日)
- ・これに伴い、平成13年度に策定している「鳥取沿岸海岸保全基本計画」を改訂する必要があるということで、事務を進めているところ。
- ・「海岸の保全に関する基本的事項」と「海岸保全施設の整備に関する基本的事項」の2つの概念がある。
- ・「保全」に関する事項については、新たな考え方として、L1、L2津波等に対するソフト対策を含めた防護に関する観点の位置付けが必要である。
- ・L1津波：比較的発生頻度の高い津波(数十年～百数十年に1回)
- ・L2津波：想定される最大規模の津波(数百年～数千年に1回)
- ・「整備」に関する事項については、津波、高潮、地震に対する取り扱いが課題であり、さらに近年、海岸施設の老朽化の話が話題となっているが、施設の維持・修繕に関する事項を全て新たに位置付ける必要があり、各管理者との調整が課題であると考えている。
- ・現在、改訂に向けた業務を発注し、大括りの考え方の議論、整理整頓をしているところであり、今後作業を進めていく中で、各市町村へ調整や意見等を求めることとなるので、よろしくお願ひしたい。

以上